

様式第4号(第5条関係)

政務活動費収支報告書

令和 3年 4月 7 日

みどり市議会議長
大 澤 映 男 様

みどり市議会議員

丹羽みゆみ



令和2年度政務活動費収支報告書について

みどり市議会政務活動費の交付に関する条例第6条第1項の規定により、別紙のとおり令和2年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和2年度政務活動費収支報告書

みどり市議会議員 丹羽 あゆみ

1 収 入

政務活動費 240,000 円

2 支 出 201,538 円

(単位：円)

項 目	金 額	備 考
調 査 研 究 費		
研 修 費	¥117,330	7/20 地方議会総合研究所 ¥25,000 10/13 自治体議会セミナー ¥5,000 (高速代¥770 駐車場代¥560) 10/16 会議録センター ¥20,000 12/3・10・17 青山社中 ¥22,000×3日間=¥66,000
広 報 費		
広 聴 費		
要請・陳情活動費		
会 議 費		
資 料 作 成 費	¥44,008	パソコン購入費¥146,696×0.3
資 料 購 入 費	¥40,200	上毛新聞購読料
人 件 費		
事 務 所 費		

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

3 残 額 38,462 円

(様式4)

領収書等貼付用紙

項 目 ※該当する項目 一つにチェック を入れる	☐ 調査研究費	☒ 研修費	☐ 広報費	☐ 広聴費
	☐ 要請・陳情活動費	☐ 会議費	☐ 資料作成費	☐ 資料購入費
備 考 (按分率等)				

領 収 証

No. 380

丹羽 あゆみ 様

金 額	¥20,000-	内 消費税 等	¥1,818-
-----	----------	---------------	---------

但 広報作成のための研修会受講料として

上記の金額正に領収いたしました

2020 年 10 月 16 日



株式会社 会議録センタ

代表取締役 加藤 剛也

369-0112 埼玉県鴻巣市鎌塚一丁目4番1



領 収 証

丹羽 あゆみ 様

No. _____

★ ¥66,000-

内 訳

現金 ¥60,000-

小切手 /

手形 /

消費税額等(10%) ¥6,000-

但 研修費として

2020 年 12 月 3 日 上記正に領収いたしました

青山社中株式会社

〒107-0062 東京都港区南青山2-19-3

サザンキャッスルビル2F

TEL&FAX 03-5474-8995

コクヨ ウケ-08



(様式1)

研修・視察報告書

令和 2 年 10 月 20 日

みどり市議会議長
大 澤 映 男 様

みどり市議会議員 丹羽 あやみ

下記のとおり研修・視察が終了したので報告します。

期間	令和 2 年 10 月 16 日(金) ~令和 年 月 日()
研修・視察先 及び所在地	広報作成のための研修会
参加者氏名	丹羽 あやみ
目的	みどり市議会だよりを編集する 広報特別委員会にてこれまで も取り組んできた「読みたい、読みやすい 議会だより」の 編集手法を より 高めるべく、専門知識と経験を持つ 会議録センターの講師を 迎え、手法や見解を学ぶ。
概要	2020年8月5日 発行の本市の議会だよりにおける課題と 改善策を考へ、具体的な答えを見出す。エピソード、3ページ目の ツカミのページにおける考察、レイアウトのポイント、見出しの 役割、写真のキャプション、文字数のカットなど詳しく学ぶことが できた。
成果・所感	読者の視線を意識することは最重要ポイントであり、読ませなく ては意味がない。見出しにはわかりやすさやインパクトが必 要であり、力加減がはいてあえられてしまう。読める文字数の 限界をこえないこと、写真には表情が伝わるものなど身近な ことも重要。読むか、読まないかは瞬時に判断してしまうので、 見出し一つにも十分な練りが必要である。写真のキャプション も使い方によってイメージ性の創出等、活用法は多くあり、 グループワークは実際に紙面リメイクもでき、今後の編集に 大いに役立つ研修でありました。

※「目的」「概要」「成果・所感」は別途書式に替えることができる。

※「成果・所感」は、参加者全員が記入する。



みどり市議会 議会だより研修

2020.10.16 (金)

13:20 ~ 15:30

次号の編集で必ず生かせる！

わかる・感じる！
“編集する”ということ



(株) 会議録センター

(様式1)

研修・視察報告書

令和 2 年 12 月 23 日

みどり市議会議長
大 澤 映 男 様

みどり市議会議員 丹羽 あゆみ

下記のとおり研修・視察が終了したので報告します。

期間	令和 2 年 12 月 3 日(木) ~ 令和 2 年 12 月 17 日(木)
研修・視察先 及び所在地	青い社中 オンライン
参加者氏名	丹羽 あゆみ
目的	「政策」とは何かを学び、政策立案、実行できる議員 になるには何が必要か、また、役所を動かすには 何を学ぶ、一般質問をより意義あるものにしてい くという目的で参加致しました。
概要	自助、公助、互助という語句が最近よく出てくる中 で、公助が形成する社会ルールが政策。立案のため には課題発見が大切であること。一般質問は政策 提案の場合として使うのが第一義であると学びました。
成果・所感	質問は、主張型、提案型、追求型とあり、受け入れ られ可能性が低いものもあり、ではどうなのかとい うことを念頭に置き、現状認識、課題認識、解決 策、そしてくり返し追求していく必要があります。 さらには、そのバランスを取ること自体が大切であり、日々 から共感力：理論 = 50:50 を意識しつつ、 議員活動を行ってほしいと感じました。

※「目的」「概要」「成果・所感」は別途書式に替えることができる。

※「成果・所感」は、参加者全員が記入する。



義、議会政治の現場で、「世の中を良くしたい」という想いを実現する政策作りを学びませんか。選挙こそが、民主主義における「究極の政策創造の場」であること、選挙に当選後、行政組織／メディアと良好な関係を築きつつ法案や条例作りに影響を与える力、議員立法のコツ、さらには、国会や地方議会の「機能強化」(共感力：理論＝50：50の場づくり等)など、元大臣の政策秘書として第一線で見てきた「リアル」を学んでいきます。

～講義スケジュール～

第1回 12/3 (木)

「政策創造 ― 選挙公約と選挙戦略を立案する ―」

第2回 12/10 (木)

「政策実現 ― 現場の声を形にする ―」

第3回 12/17 (木)

「議会強化 ― 国会・地方議会の活性化を考える ―」



講師：伊藤聡

青山社中株式会社 政策支援担当
元衆議院議員政策担当秘書
元外務省

東北大学理学部物理学科卒業、東京大学公共政策大学院国際公共政策コース修了（修士）。2008年外務省入省。総合外交政策局にて安全保障関連業務に従事。2014年4月より、衆議院議員の政策担当秘書を6年間務め（～2020年4月）、厚生労働分野を中心に、党務、議員連盟、講演等を担当。また選挙対策本部スタッフとしては、これまで国政選挙5回、地方首长選挙1回、地方議会選挙3回を経験。現在は、政党、議員、官庁、自治体等の政策立案や調査活動等に従事

差出人: 丹羽あゆみ armstaff@i.softbank.jp
件名: Fwd: セミナー受講費につきまして
日付: 2021/03/29 15:31:45
宛先: 議会事務局 gikai@city.midori.gunma.jp

iPhoneから送信

転送されたメッセージ:

差出人: 伊藤聡 <ito@aoyamashachu.com>
日時: 2021年3月29日 15:27:54 JST
宛先: 丹羽あゆみ <armstaff@icloud.com>
件名: セミナー受講費につきまして

みどり市議会議員
丹羽あゆみ先生

お世話になります。

お電話いただいた12月3日、10日、17日のセミナー受講費につきましては、1講座2万円にて、別途消費税をいただいた内訳となっております。

- ・ 12月3日(木) オンライン受講料+受講後フォローアップ 2万円(税別)
- ・ 12月10日(木) オンライン受講料+受講後フォローアップ 2万円(税別)
- ・ 12月17日(木) オンライン受講料+受講後フォローアップ 2万円(税別)

なお私の講座は、一般受講生は3講座で5万円（税別）のご料金ですが、講座後に毎回、個別のオンライン面談や資料調査を含むフォローアップを行いましたので、上記ご料金となりました。

以上、合計6万円（税別）にて、
66,000円のご請求となりましたので宜しくお願い致します。

伊藤

☐ ☐ ☐ ☐ ☐ ☐

青山社中株式会社 取締役COO

伊藤 聡



 青山社中

1

本日の流れ 「政策実現 — 現場の声を形にする —」

- ① はじめに
- ② 当選後の「政治活動」と「議員活動」
- ③ 行政やメディア等とのパートナーシップ構築
- ④ 議会質問を通じた政策実現

2

本日の流れ 「政策実現 — 現場の声を形にする —」

① はじめに

- ① 当選後の「政治活動」と「議員活動」
- ② 行政やメディア等とのパートナーシップ構築
- ③ 議会質問を通じた政策実現

3

講師プロフィール



伊藤 聡(いとう さとし)

1979年1月生まれ(41歳)

◆ 青山社中株式会社 政策支援担当(令和2年5月1日入社)

【略歴】

- 茨城県出身
- 東北大学理学部物理学科卒業
東京大学公共政策大学院国際公共政策コース修了(修士)
- 国家I種試験(行政職、法律職)、国会議員政策担当秘書試験合格
- 2008年外務省入省。総合外交政策局にて安全保障関連業務に従事
- 2014年4月～2020年4月、塩崎恭久衆議院議員の政策担当秘書として厚生労働分野を中心とした党務、議員連盟、講演資料等、及び後援会報、支援者回り、メディア対応等を担当
- 選挙対策本部スタッフとして、これまで国政選挙5回、地方首長選挙1回、地方議会選挙3回を経験(愛媛県、宮城県、東京都)
- 現在は政党、議員、官庁、自治体等の政策立案や調査活動等に従事

4



 青山社中

参加者限り

Copyright © 2020 Aoyamashachu Corp. All rights reserved

本日の流れ 「政策創造 — 選挙公約と選挙戦略を立案する —」

- ① はじめに
- ② 政策とは何か
- ③ 選挙における「政策創造」
- ④ 政策と政策伝達手段から「選挙戦略」を練る

① はじめに

- ① 政策とは何か
- ② 選挙における「政策創造」
- ③ 政策と政策伝達手段から「選挙戦略」を練る

0. 講師プロフィール



伊藤 聡(いとう さとし)

1979年1月生まれ(41歳)

◆ 青山社中株式会社 政策支援担当(令和2年5月1日入社)

【略歴】

- 茨城県出身
- 東北大学理学部物理学科卒業
東京大学公共政策大学院国際公共政策コース修了(修士)
- 国家I種試験(行政職、法律職)、国会議員政策担当秘書試験合格
- 2008年外務省入省。総合外交政策局にて安全保障関連業務に従事
- 2014年4月～2020年4月、塩崎恭久衆議院議員の政策担当秘書として厚生労働分野を中心とした党務、議員連盟、講演資料等、及び後援会報、支援者回り、メディア対応等を担当
- 選挙対策本部スタッフとして、これまで国政選挙5回、地方首長選挙1回、地方議会選挙3回を経験(愛媛県、宮城県、東京都)
- 現在は政党、議員、官庁、自治体等の政策立案や調査活動等に従事



 青山社中

1

0. 「政策実務編」講義予定

12/3（木）

第1回 政策創造

— 選挙公約と選挙戦略を立案する —

12/10（木）

第2回 政策実現

— 現場の声を形にする —

12/17（木）

第3回 議会強化

— 国会・地方議会の活性化を考える —

2

本日の流れ「議会強化 ― 国会・地方議会の活性化を考える ―」

- ① はじめに
- ② 議院内閣制の「議会－行政」関係
- ③ 議会強化の取り組み
- ④ 「共感力：理論＝50：50」の場づくりへ

3

本日の流れ「議会強化 ― 国会・地方議会の活性化を考える ―」

① はじめに

- ② 議院内閣制の「議会－行政」関係
- ③ 議会強化の取り組み
- ④ 「共感力：理論＝50：50」の場づくりへ

4

(様式4)

領収書等貼付用紙

項 目 ※該当する項目 一つにチェック を入れる	☐ 調査研究費	☒ 研修費	☐ 広報費	☐ 広聴費
	☐ 要請・陳情活動費	☐ 会議費	☐ 資料作成費	☐ 資料購入費
備 考 (按分率等)				

領収証

No. _____

2020 年 7 月 20 日

丹羽あゆみ 様

金 額

¥25,000

内

消費税等

現 金

但 7月21日セミナー受講料として
上記正に領収いたしました

収入印紙

〒112-0011

東京都文京区千石2-34-6

株式会社 地方議会総合研究所

※領収書は重ならないように貼付する。

※この用紙に貼り切れない場合は、項目が同じ場合は2枚目以降の別紙（白紙等）使用可。

(様式1)

研修・視察報告書

令和 2 年 7 月 25 日

みどり市議会議長
大 澤 映 男 様

みどり市議会議員

下記のとおり研修・視察が終了したので報告します。

丹羽 あゆみ

期間	令和 2 年 7 月 21 日 (火) ~ 令和 年 月 日 ()
研修・視察先 及び所在地	(株) 地方議会総合研究所 オンライン
参加者氏名	丹羽 あゆみ
目的	議員にとって重要な機会である一般質問を、より意義あるものにするため、質問の機能、特色、あり方を学び、その後を念頭に「よい質問の仁者」を学ぶべく参加致しました。
概要	一般質問の第一前提として「かみあう質問と答弁」ではないといけないこと、又、一度取り決めたテーマを決めて追いついていくといけないこと、又、議員の発言は極めて重く、法的責任が生じることを学びました。
成果・所感	執行機関との役割の違いを明確に認識した上で、市民の要望を十分に反映させるべく、議員の質問のフィルターにかけて質問をするのが重要である。又、地方議員にはその発言に対する保障がない中、発言自由の原則がありながらも十二分に配慮しなければならない。これらを遵守しながら二元代表制の元で自治体を発展させなければならないと感じました。

※「目的」「概要」「成果・所感」は別途書式に替えることができる。

※「成果・所感」は、参加者全員が記入する。



議員・職員のための

一般質問で自治体を変える

～執行機関・議員・実務家からの視点で～

in 東京

7月21日(火)

10:00～12:30

役所を動かす 一般質問とは

～進化する自治体をめざして～

1. 何のために、だれのために
2. 一般質問の2つの機能
(1)チェック機能(2)政策提案機能
3. 事前通告のある一般質問
(1)事前調整(2)質問通告(3)答弁検討(4)再質問
4. かみあう質問と答弁(答弁側の心得)
5. 特色ある一般質問
(1)〇〇議員と言えばテーマ〇〇
(2)地元愛から自治体愛へ
(3)個別要求から政策提案へ
(4)政治信条というスパイス
6. 一般質問のその後
7. 事前通告のない委員会質問
8. 二元代表制の下で自治体を進化させる



講師 定野 司

【足立区教育長】

埼玉大学工学部卒。1979年、足立区に入区。財政課長、環境部長、総務部長を歴任。2015年4月から現職。著書に「図解よくわかる自治体予算のしくみ」「みるみる仕事がつづく!公務員の時間術」「一番やさしい自治体予算の本」「自治体の財政担当になったら読む本」「マンガでわかる自治体予算のリアル」など。

13:30～15:00

不規則・不穏当発言への 適切な対応手法

1. 議員の発言
(1)発言自由の原則 (2)国会議員と地方議員の発言に対する保障の違い
2. 不穏当・不規則発言
(1)発言における品位の保持 (2)無礼の言葉 (3)他人の私生活にわたる言論 (4)執行機関の不穏当発言 (5)不規則発言 (6)不穏当発言の該当基準 (7)発言の引用にあたっての留意点
3. 不穏当発言に対する対応手法
(1)議事運営における対応 (2)会議録における対応 (3)秩序違反としての対応 (4)議場外における不穏当発言の取り扱い
4. 議員の発言に対する法的責任
(最高裁判平成15年2月17日判決)



講師 廣瀬 和彦

【(株)地方議会総合研究所代表取締役・元全国市議会議長会法制参事】

慶應義塾大学大学院法学研究科修士課程卒。明治大学法学部卒。明治大学政経学部講師・明治大学公共政策大学院ガバナンス研究科講師等として活躍。著書は、「Q & A 議会運営ハンドブック」「地方議員ハンドブック」「政務調査費ハンドブック」(すべてぎょうせい)など多数。

15:15～17:00

議員の政策実現の ための一般質問

1. 執行機関と議会の関係
(1)議会本来の役割とは?
(2)執行機関との明確な役割分担?
(3)住民に対する「責任」の重さ
2. 議員が考える「政策・公約」とは?
(1)執行権がないのに「政策・公約」とは?
(2)政策提言?住民意思の反映?
3. より良い答弁は誰のため?
(1)一般質問の効果に期待を
して良いのか?
(2)二元代表制における
一般質問のあり方って?



講師 長谷川 大

【元船橋市議会議員】

山梨学院大学大学院社会科学部研究科修了。株式会社らぼーとを経て船橋市議会議員を5期務めるとともに、その間に船橋市議会議員にも就任し議会改革を推進する。全国若手市議会議員の会理事や船橋ライオンズクラブ会長等を歴任。

お申込みはホームページ からお願いいたします。 議会総研 検索

※ホームページからお申込みいただけない場合は、
下記FAX申込書にご記入の上、事務局宛にお送り下さい。

<https://www.gikaisoken.jp>

参加される方はチェックボックスに
☒ をお願いいたします。

FAX 申込書 ➡ 03-6912-2280

フリガナ	
お名前	
貴議会名	
領収書 お宛名	
ご住所	(〒 -)
TEL	() -
FAX	() -
E-mail	@



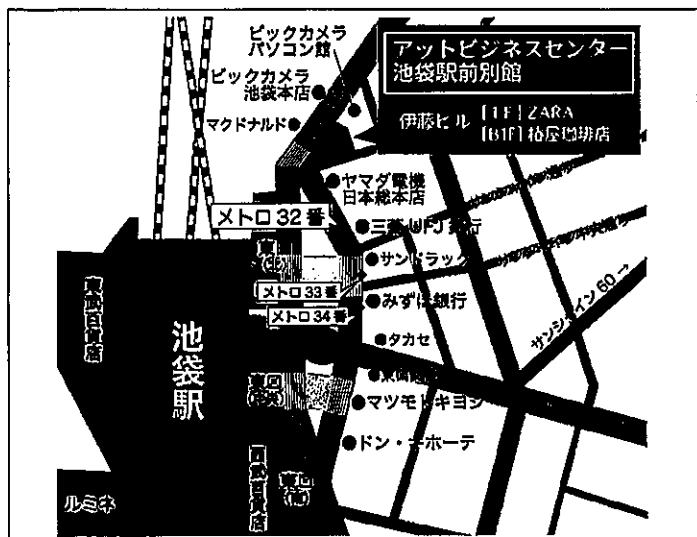
7月21日(火)10:00~17:00 東京

役所を動かす一般質問とは
～進化する自治体をめざして～

不規則・不穏当発言への適切な対応手法

議員の政策実現のための一般質問

受講料は受講確認書到着後、事前にお振込をお願いいたします。★キャンセルは5日前までにメール又はFAXにてご連絡下さい。
お申込み後、事務局から受講確認書をメールまたはFAXにてご送付させていただきます。受講確認書をご覧いただき、
事前に口座にお振込をお願いいたします。※ホームページでのお申込の方がスムーズに対応できます。



受講料 1日 25,000円(税込)

開催場所 アットビジネスセンター池袋駅前別館

JR山手線、埼京線、東武東上線、西武池袋線

地下鉄丸の内線/有楽町線/副都心線

池袋駅東口地下鉄32番出口 徒歩10秒

会場—アットビジネスセンター池袋駅前別館
803号室

お問い合わせ・事務局 ※各会場の詳細地図は、当研究所ホームページのセミナー会場に掲載しておりますのでご覧下さい。

(株)地方議会総合研究所 〒112-0011 東京都文京区千石2-34-6 TEL 03-6912-1930 FAX 03-6912-2280

(様式4)

領収書等貼付用紙

項 目 ※該当する項目 一つにチェック を入れる	☐ 調査研究費	☒ 研修費	☐ 広報費	☐ 広聴費
	☐ 要請・陳情活動費	☐ 会議費	☐ 資料作成費	☐ 資料購入費
備 考 (按分率等)				

領 収 書

丹羽 あゆみ 様

金 5、000円

上記正に領収いたしました。

ただし、「自治体議会特別セミナー高崎」受講料として。

令和2年10月13日

自治体議会研究所（三重県津市白山町二本木545）

代表 高 沖 秀 宣  印

※領収書は重ならないように貼付する。

※この用紙に貼り切れない場合は、項目が同じ場合は2枚目以降の別紙（白紙等）使用可。

(様式4)

領収書等貼付用紙

項 目 ※該当する項目 一つにチェック を入れる	☐ 調査研究費	☒ 研修費	☐ 広報費	☐ 広聴費
	☐ 要請・陳情活動費	☐ 会議費	☐ 資料作成費	☐ 資料購入費
備 考 (按分率等)				
ご利用ありがとうございます。  料金所では一旦停車してください。 領 収 書 料金所 太田藪塚 NEXCO東日本お客さまセンター 0570-024-024 または 03-5908-2424 20年10月13日17時37分 車種 普通 通行料金 ¥770- (現金) —入口料金所— 高崎 高速道路上で停止車両を見聞きした際は、 停止車両や人に注意しながら安全走行を！ 東日本高速道路株式会社 東京都千代田区霞が関3-3-2 取扱番号 [REDACTED] 城址地下駐車場 TEL:027-324-5522 領 収 証 入車日時 2020年10月13日 13時24分 出車日時 2020年10月13日 16時47分 駐車料金 (シティ) 560円 割引金額 510円 料金計 560円				

※領収書は重ならないように貼付する。

※この用紙に貼り切れない場合は、項目が同じ場合は2枚目以降の別紙(白紙等)使用可。

(様式1)

研修・視察報告書

令和 2 年 10 月 20 日

みどり市議会議長

大澤 映 男 様

みどり市議会議員 丹羽 あゆみ

下記のとおり研修・視察が終了したので報告します。

期間	令和 2 年 10 月 13 日(火) ~令和 年 月 日()
研修・視察先 及び所在地	群馬シンフォニーホール 第一会議室
参加者氏名	丹羽 あゆみ
目的	議員活動を行う上で重要と考える 議員の資質向上、政務活動費活用策を学び、必要である法律や知識を習得する中で、今後の活動に活かしていくことを目的とする。
概要	第一講では 議員の資質向上として 議会の役割と機能、議員の役割と資質、二元代表制と議会改革を、第二講では 政務活動費活用策として 政務活動費と政策立案、適正な運用、政務活動費を巡る問題点について 憲法、地方自治法、他市の条例などをふまえてから ご講演頂きました。
成果・所感	議員に求められる資質として 特定の分野に関する高い専門的知識を有している専門性があり、議会の専門性としても公聴会や参事人制度を活用し、高めていくべきである。又、一人の議員の意見は議会の意見ではなく、議員力、議会力 共に高め、強化していかなければならない。政務活動費においては、使うことが目的ではなく、成果を挙げるための支援措置であることを再認識し、政務活動費を使って調査研究を行った結果、何らかの政策を練り上げ 条例の提案まで手をつけたいと改めていかなければならない。そしてその説明責任を果たすということを目指すべきである。

※「目的」「概要」「成果・所感」は別途書式に替えることができる。

※「成果・所感」は、参加者全員が記入する。



新人からベテランまで！ 自治体議会特別セミナーin 高崎

本セミナーは、地域を活性化させるために、二元代表制の下、日々尽力されている自治体議会議員と議会事務局職員のための「学びの場」です。

議会活動・議員活動を行う上で、特に重要な「議員の資質向上」と「政務活動費の活用策」について、基本的な事項から政策立案への活用策まで扱います。どうぞ群馬地域の自治体議会関係者の御参加をお待ちしております。

2020（令和2）年10月13日（火）

13：30～16：30（3時間）

《議員の資質向上と政務活動費活用策》

記

◎日時：2020（令和2）年10月13日（火） 13：30～16：30（3時間）（13時から受付）

◎会場： 群馬シンフォニーホール 第一会議室（先着15名まで）
高崎市高松町35-2 TEL 027-324-6557

◎受講料：5,000円（議員）、2,000円（職員）（当日払い）

◎講師： 三重県地方自治研究センター上席研究員 高 沖 秀 宣 氏
（議会事務局研究会共同代表、元三重県議会事務局次長）

（1953年三重県生れ、京都大学法学部卒。2002年4月から三重県議会事務局で、
政策法務監・政務調査課長・企画法務課長・総務課長・次長を歴任。）

主な著書に『自治体議会改革講義』（東京法令出版、2018年）等がある。）

（プログラム）

- | | |
|---------------|---------------------|
| 1 議員の資質向上の在り方 | 2 「二元代表制」における議会活動 |
| 3 政務活動費の適正な使用 | 4 政務活動費を活用した政策立案の仕方 |

◎申込方法：下記の mail 又は電話にて、所属議会名、氏名、連絡先をお知らせください。
（参加者・講師はマスク着用、3密には可能な限り対応して少人数で実施予定。）

◎申込み・問合せ先：自治体議会研究所（代表：高沖秀宣）

mail: soukon830@yahoo.co.jp、電話：090-4116-4501（9時～19時）

(様式4)

領収書等貼付用紙

項 目 ※該当する項目 一つにチェック を入れる	<table border="0"><tr><td>☐調査研究費</td><td>☐研修費</td><td>☐広報費</td><td>☐広聴費</td></tr><tr><td>☐要請・陳情活動費</td><td>☐会議費</td><td>☒資料作成費</td><td>☐資料購入費</td></tr></table>	☐ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 広報費	☐ 広聴費	☐ 要請・陳情活動費	☐ 会議費	☒ 資料作成費	☐ 資料購入費
☐ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 広報費	☐ 広聴費						
☐ 要請・陳情活動費	☐ 会議費	☒ 資料作成費	☐ 資料購入費						
備 考 (按分率等)	領収書は裏面に 添付								

※領収書は重ならないように貼付する。

※この用紙に貼り切れない場合は、項目が同じ場合は2枚目以降の別紙（白紙等）使用可。

発行日:2021年03月27日

領収書

管理No. 0014-411-0000861

伝票No. 0014-411-027714

丹羽 あゆみ

様

¥146,696 — (内消費税 ¥13,336)

但し 18% / ユニ

代として。

支払内訳
現金

¥146,696

10%対象
非課税他

¥146,696(内消費税 ¥13,336)
¥0

上記の金額正に領収いたしました。

株式会社ヤマダデンキ
群馬県高崎市栄町1-1

※印刷面を内側に折って保管願います。

印紙税申告納
付につき高崎
税務署承認済

(様式4)

領収書等貼付用紙

項 目 ※該当する項目 一つにチェック を入れる	☐ 調査研究費	☐ 研修費	☐ 広報費	☐ 広聴費																
備 考 (按分率等)	☐ 要請・陳情活動費	☐ 会議費	☐ 資料作成費	☒ 資料購入費																
問合せNo. 区 番 領収証 R.24 R.23年3月分 丹羽 あゆみ様 <table border="1"><thead><tr><th>銘</th><th>柄</th><th>部数</th><th>金 額</th></tr></thead><tbody><tr><td>紙新聞</td><td>12ヶ月分</td><td></td><td></td></tr><tr><td colspan="4">令和2年4月分～令和3年3月分</td></tr><tr><td colspan="4">控除</td></tr></tbody></table> 合計金額 ¥40,200.- ご愛読ありがとうございます。 上記の金額を領収致しました。 金額には消費税が含まれています。 (有) 鶴田新聞店 みどり市笠懸町阿左美2569-4 ☎ 0277-76-3010 お客様へ					銘	柄	部数	金 額	紙新聞	12ヶ月分			令和2年4月分～令和3年3月分				控除			
銘	柄	部数	金 額																	
紙新聞	12ヶ月分																			
令和2年4月分～令和3年3月分																				
控除																				

※領収書は重ならないように貼付する。

※この用紙に貼り切れない場合は、項目が同じ場合は2枚目以降の別紙（白紙等）使用可。